

ハローワーク

11 月 内容

REPORT

ハローワークレポート

11月の有効求人倍率は1.30倍となり、前年同月比0.24ポイント下回った。(9か月連続で前年同月を下回った。)

新規求職申込件数は前年同月比9.0%増加し、月間有効求職者数は0.8%増加した。
また、新規求人数は前年同月比16.1%減少し、月間有効求人数は14.9%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	5年度	1.11 (▲0.17)	1.07 (▲0.21)	1.12 (▲0.24)	1.20 (▲0.26)	1.20 (▲0.25)	1.18 (▲0.30)	1.25 (▲0.25)	1.30 (▲0.24)				
	4年度	1.28 (0.10)	1.28 (0.01)	1.36 (0.03)	1.46 (0.03)	1.45 (0.09)	1.48 (0.18)	1.50 (0.19)	1.54 (0.15)	1.59 (0.16)	1.54 (0.12)	1.44 (0.00)	1.28 (▲0.09)
北海道	5年度	0.97 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.97 (▲0.07)	1.00 (▲0.10)	1.01 (▲0.11)	1.01 (▲0.15)	1.02 (▲0.14)	1.04 (▲0.15)				
	4年度	1.00 (0.09)	1.00 (0.07)	1.04 (0.08)	1.10 (0.11)	1.12 (0.15)	1.16 (0.18)	1.16 (0.16)	1.19 (0.17)	1.17 (0.15)	1.11 (0.11)	1.08 (0.06)	1.05 (0.02)
全 国	5年度	1.13 (0.07)	1.10 (0.04)	1.12 (0.03)	1.15 (0.00)	1.17 (▲0.01)	1.18 (▲0.02)	1.19 (▲0.04)	1.20 (▲0.07)				
	4年度	1.06 (0.11)	1.06 (0.12)	1.09 (0.12)	1.15 (0.13)	1.18 (0.15)	1.20 (0.15)	1.23 (0.17)	1.27 (0.17)	1.31 (0.17)	1.29 (0.15)	1.27 (0.13)	1.22 (0.09)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
2. 下段()内は、対前年増減

【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	639	586	9.0	5,773	5,785	▲ 0.2
B 月間有効求職者数	2,709	2,688	0.8	24,158	24,599	▲ 1.8
C 新規求人数	1,180	1,407	▲ 16.1	10,038	12,177	▲ 17.6
D 月間有効求人数	3,524	4,143	▲ 14.9	28,365	34,727	▲ 18.3
E 紹介件数	422	414	1.9	4,032	4,214	▲ 4.3
F 就職件数	178	208	▲ 14.4	1,681	1,834	▲ 8.3
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.30	1.54	▲ 0.24	1.17	1.41	▲ 0.24

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
産 業 計	1,180	1,407	▲ 16.1	10,038	12,177	▲ 17.6
A B 農・林・漁業	14	19	▲ 26.3	131	193	▲ 32.1
C 鉱業、採石業	5	5	0.0	25	25	0.0
D 建設業	169	222	▲ 23.9	1,222	1,631	▲ 25.1
E 製造業	76	100	▲ 24.0	713	936	▲ 23.8
(09食料品製造業)	(44)	(56)	(▲ 21.4)	(426)	(581)	(▲ 26.7)
(12木材・木製品製造業)	(4)	(6)	(▲ 33.3)	(35)	(46)	(▲ 23.9)
G 情報通信業	5	11	▲ 54.5	95	121	▲ 21.5
H 運輸業、郵便業	72	68	5.9	591	664	▲ 11.0
I 卸売・小売業	140	138	1.4	1,050	1,336	▲ 21.4
(56～61小売業)	(133)	(114)	(16.7)	(938)	(1,106)	(▲ 15.2)
M 宿泊業、飲食サービス業	60	92	▲ 34.8	523	812	▲ 35.6
(76飲食業)	(30)	(29)	(3.4)	(231)	(412)	(▲ 43.9)
P 医療・福祉	427	492	▲ 13.2	3,751	4,084	▲ 8.2
(83医療業)	(158)	(175)	(▲ 9.7)	(1,387)	(1,317)	(5.3)
(85社会保険・社会福祉・介護事業)	(268)	(315)	(▲ 14.9)	(2,357)	(2,755)	(▲ 14.4)
R サービス業(他に分類されないもの)	91	119	▲ 23.5	853	1,092	▲ 21.9

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	639	586	9.0	5,773	5,785	▲ 0.2
44歳以下	278	254	9.4	2,507	2,672	▲ 6.2
29歳以下	112	109	2.8	1,111	1,116	▲ 0.4
45歳以上	361	332	8.7	3,266	3,113	4.9
55歳以上	228	194	17.5	2,043	1,931	5.8
新規求職者のうち離職者	396	363	9.1	3,651	3,675	▲ 0.7
事業主都合離職者	111	83	33.7	909	937	▲ 3.0

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,432	4,465	▲ 0.7	-	-	-		
資格取得者数(全数)	639	662	▲ 3.5	8,292	8,592	▲ 3.5		
一般被保険者	538	570	▲ 5.6	6,189	6,421	▲ 3.6		
高年齢被保険者	62	61	1.6	549	471	16.6		
短期特例被保険者	39	31	25.8	1,554	1,700	▲ 8.6		
資格喪失者数(全数)	909	931	▲ 2.4	7,199	7,621	▲ 5.5		
一般被保険者	555	545	1.8	5,750	6,097	▲ 5.7		
うち事業主都合	40	17	135.3	325	298	9.1		
高年齢被保険者	87	88	▲ 1.1	942	924	1.9		
短期特例被保険者	267	298	▲ 10.4	507	600	▲ 15.5		
被保険者数(全数)	55,903	56,601	▲ 1.2	-	-	-		
一般被保険者	48,330	49,192	▲ 1.8	-	-	-		
高年齢被保険者	6,382	6,095	4.7	-	-	-		
短期特例被保険者	1,191	1,314	▲ 9.4	-	-	-		
求職者給付	基本手当 (基本分)	受給資格決定件数	194	193	0.5	1,864	1,808	3.1
		受給者実人員	786	741	6.1	6,756	6,712	0.7
		支給金額	101,681	94,492	7.6	812,235	860,384	▲ 5.6
	短期特例一時金受給者数	47	26	80.8	491	603	▲ 18.6	
	高年齢給付受給者数	51	60	▲ 15.0	601	590	1.9	
	再就職手当	支給人員	63	105	▲ 40.0	458	492	▲ 6.9
支給金額		24,894	38,445	▲ 35.2	179,421	191,695	▲ 6.4	

(注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	228	194	17.5	2,043	1,931	5.8
60～64歳	61	58	5.2	584	571	2.3
65歳以上	107	88	21.6	946	894	5.8
月間有効求職者数	941	888	6.0	8,652	8,353	3.6
60～64歳	327	304	7.6	3,078	2,940	4.7
65歳以上	322	339	▲ 5.0	3,204	3,135	2.2
紹介件数	123	94	30.9	1,145	1,144	0.1
60～64歳	40	27	48.1	390	383	1.8
65歳以上	38	37	2.7	324	358	▲ 9.5
就職件数	44	51	▲ 13.7	461	502	▲ 8.2
60～64歳	13	16	▲ 18.8	156	170	▲ 8.2
65歳以上	10	21	▲ 52.4	149	157	▲ 5.1

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	33	33	0.0	373	312	19.6
紹介件数	27	32	▲ 15.6	262	231	13.4
就職件数	19	15	26.7	171	162	5.6

11月 末現在 登録者数	合 計				
	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	1,847	524	577	620	126
有効求職者	166	53	29	73	11
就業者	1,440	399	489	459	93
保留中の者	241	72	59	88	22

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区 分	令和5年 11月	令和4年 11月	増減比	令和5 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	248	240	3.3	2,281	2,290	▲ 0.4
月間有効求職者数	1,031	1,081	▲ 4.6	9,586	9,521	0.7
新規求人数	351	386	▲ 9.1	2,986	3,753	▲ 20.4
月間有効求人数	1,034	1,251	▲ 17.3	8,145	10,482	▲ 22.3
紹介件数	148	130	13.8	1,228	1,173	4.7
就職件数	65	75	▲ 13.3	632	617	2.4
月間有効求人倍率	1.00	1.16	▲ 0.16	0.85	1.10	▲ 0.25

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区 分	4年			5年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
北海道	2.7 (3.0)			2.6 (3.1)			3.2 (3.7)			2.8 (3.1)			
全 国	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5	2.7	2.7	2.6	2.5

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

2 ()内は前年同期。

※ 日本銀行釧路支店による金融経済概況につきましては、次の12月内容に掲載します。

雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計11月分)

当月の新規求職申込件数は639人で前年同月比9.0%(53人)増加し、3か月ぶりに前年同月を上回った。月間有効求職者数は2,709人で前年同月比0.8%(21人)増加し、4か月連続で前年同月を上回った。

また、新規求人数は1,180人で前年同月比16.1%(227人)減少し、10か月連続で前年同月を下回った。月間有効求人数は3,524人で前年同月比14.9%(619人)減少し、13か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1.30倍となり、9か月連続で前年同月を下回った。

新規求人数を主な産業別で見ると、増加となったのは、「運輸業、郵便業」5.9%(4人)、「卸売業、小売業」1.4%(2人)となった。減少となったのは、「農林漁業」26.3%(5人)、「建設業」23.9%(53人)、「製造業」24.0%(24人)、「情報通信業」54.5%(6人)、「宿泊業、飲食サービス業」34.8%(32人)、「医療、福祉」13.2%(65人)、「サービス業」23.5%(28人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比で見ると、常用は829人と18.8%(192人)減少し、パートは351人と9.1%(35人)減少した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は29.7%となり、2.3pの増加となった。

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

- 最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみならずみなさまへの支援策を行っております。
 - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
 - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

誰もが安心して働ける職場環境づくりを！

- ・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について

検索 ⇒



北海道労働局

検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）